53　法別表第五第二十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［削る］

一～七　［略］

［54～62　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○法務省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

法務大臣　山下　貴司

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　［同上］		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	五一、九〇五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八三一人は、検察庁の職員の定員とする。	本省	五一、七八〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八〇九人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六四六人		公安調査庁	一、六二一人	
合計	五三、五五五人		合計	五三、四〇五人	
備考　表中の［　］の記載は注記である。			備考　表中の［　］の記載は注記である。		

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
53　法別表第五第二十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	53　［同上］
［削る］	一　不動産の鑑定評価に関する法律第十二条の二の規定により経由される受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
一～七　［略］	二～八　［同上］
［54～62　略］	［54～62　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	